2022年度活動報告発表会

扶養認定基準研究会

基本情報

1、加入メンバー

参加人数　６８名　　参加健保　５１健保

2、メンバー構成

常務理事	２名	３％
事務長	６名	９％
役職者	１３名	１９％
担当者	４７名	６９％

基本情報

3、ベンダー編成

ＵＢＳ：２０健保　ＤＩＲ：１６健保　ＪＰＣ：１０健保

その他：５健保

アンケート調査結果

4、任継上限撤廃

実施健保（予定を含む）　１３名（５１健保中）２５％

5、扶養者認定の時期

健保受付日：２健保　事由発生日：７健保　条件付き事由発生日：４２健保

・３０日及び３１日、１ヵ月以内は事由発生日に遡る：１６健保

・６０日、２ヵ月以内は事由発生日に遡る：１２健保

・１４日以内は事由発生日に遡る：３健保

・その他：国保からの切り替えは健保受付日、公的証明があれば１８０日以内の遡り

配偶者は３０日以内でそれ以外は健保受付日

アンケート調査結果

6、検認

①検認方法：紙を利用　３４健保

Web利用　１８健保（両方利用の場合は両方にカウント）

②委託業者：委託なし　２０健保

委託業者　法研　１２健保

オークス　８健保

日本システム技術　６健保

その他業者合計　８健保（複数委託の場合は複数カウント）

③中間サーバー利用状況　利用している　２７健保

利用していない　２４健保

アンケート調査結果

7、研究会で取り組みたい事項

- 検認関係（前捌き、Web検認含む）：１２組合
- 扶養認定の情報共有：８健保
- 自営業者の認定（経費の考え方、フリーランス含む）：６健保
- 世帯分離の取扱
- 扶養申請時の傷病手当金受給の確認方法
- 健保連からの情報提供
- マイナンバー収集でJ-LISから取得不能な場合の対応方法
- 二以上事業所勤務者の管理方法
- １０月改正の勉強会
- 適用以外の業務にも対応した相談窓口

今年度振り返り（1）

- 6月3日　全体研究会（Zoom開催）
  - 今年度の活動計画
  - 基本情報アンケートの実施
  - （健保規模、ベンダー名、検認実施方法、認定日、任継上限撤廃）
- 9月13日～21日　ベンダー別分科会（UBS：2回、DIR：2回、JPC：1回）
- 10月14日　DIRとの統合専用端末を利用した業務改善について意見交換
- 10月31日　JPCベンダー説明会をハイブリットで実施
  - システム操作説明（現地6名、Web6名）
- 11月10日　UBSベンダー説明会をハイブリットで実施
  - システム操作説明（現地7名、Web16名）
- 12月14日　DIRベンダー説明会をハイブリットで実施
  - システム操作説明（現地8名、Web13名）

今年度振り返り（2）

- 12月15日　健保連10月改正点についての説明会をWebで実施
  - ・育児・介護休業法の改正
  - ・短時間就労者の適用拡大
  - ・公金受取口座を活用した保険給付
- 3月10日　全体研究会をハイブリットで開催
  - ・活動報告及び来年度の活動計画について

健保連説明会（育児・介護休業法の改正）

「育児休業等にかかる保険料免除の見直し（令和4年10月1日施行）」

賞与保険料 ➡ 要件を厳格化

1. 賞与保険料の免除対象となるのは、連続して1か月超の育休取得者に限られる

2. 免除対象となる賞与保険料は、育休期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかるものとする

3. 連続する二以上の育児休業等はその全部を一の育児休業等とみなす

月額保険料➡ 要件を緩和

１．育休開始日の属する月と育休終了日の翌日が属する月が異なる場合 開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までが免除対象

２．育休開始日の属する月と育休終了日の翌日が属する月が同一の場合 同一月内の育児休業等の日数を合算して14日以上あれば免除対象

３．連続する二以上の育児休業等はその全部を一の育児休業等とみなす

健保連説明会（短時間就労者の適用拡大）

令和４年10月～

〇「特定適用事業所」の要件

被保険者（短時間労働者を除く）の総数

常時500人を超える事業所

↓

常時100人を超える事業所

〇「短時間労働者」の適用要件

雇用期間が1年以上見込まれること

↓

廃止

健保連説明会（短時間就労者の適用拡大）

○「短時間労働者」の適用要件 雇用期間が1年以上見込まれることが廃止されたことにより被保険者資格の勤務期間要件（2月要件）の見直し

従来：2月以内の期間を定めて使用される者→臨時的に使用される者

適用除外

今後：2月以内の期間を定めて使用される者であって、当該期間を超えて使用されることが見込まれないもの→適用除外

2月を超える期間を定めて使用される場合
2月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合

} 資格取得

健保連説明会（公金受取口座を活用した保険給付）

公的給付等を受け取るための口座（「公金受取口座」）を活用した公的給付の支給等を実現するため、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和3年 5月19日に公布されました。 公金給付支給等口座登録制度は、国民が金融機関に保有している 預貯金口座（1人1口座）を公的給付等を受け取るための口座として、 マイナポータル等において事前に国に登録することにより、行政機関等で実施している各給付手続き等に活用できる制度です。 健康保険法に係る保険給付等についても、被保険者が申請手続き の際に金融機関名や口座番号等を記載することなく、公金受取口座を利用する意思を示すだけで受給することが可能となるものです。

来年度の活動計画（案）

（研究会の活動方法）

基本的には対面開催にて実施

※活動内容によりWeb参加も

（研究課題【案】）

・扶養審査の現状

組合間の基準差

通知の解釈

来年度の活動計画（案）

２０１６年全国大会で発表

(テーマ)

・法律＞通知　が　法律＜通知　による解釈

上記に基づく市区町村国保からの斡旋

健保間の判断の違い・・・など

ご清聴ありがとうございました